

健康食品のサンプルが届いた後、商品が送られてきた！

事例

数日前、80代の母が健康食品の勧誘電話を受けた。直後にサンプルが届き、続いて頼んでいないのに商品2袋と振込用紙が入った箱が届いた。断ろうと事業者は何度も電話をするが繋がらない。商品を返品したい。
(市内50代女性)



アドバイス

- ◆見知らぬ業者からの突然の電話には注意しましょう。古い電話帳や名簿から勧誘していると思われます。「無料」と言っても必要が無ければ「いりません」とはっきり断りましょう。
- ◆事業者は、サンプルを送付後「商品が届きましたか」と再度電話を掛けてきます。消費者が「良いものですね」と言っただけで契約する意思がなくても商品を送ってくることもあります。
- ◆健康食品と薬との飲み合わせのトラブルもありますので、事前に医師や薬剤師に確認しましょう。
- ◆商品を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフ（契約解除）ができます。
- ◆電話が繋がらないなど困ったときは、消費生活センターに相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日